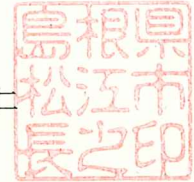


松江市告示第 133 号

松江市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要綱（平成 29 年松江市告示第 174 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
松江市建築物省エネ法関係適合性判定__実施 要綱 (趣旨) 第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定_____に係る事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。	松江市建築物省エネ法関係適合性判定等実施 要綱 (趣旨) 第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定 <u>及び届出</u> に係る事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。 <u>(用語の定義)</u> 第 2 条 この要綱において使用する用語は、 <u>法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質法」という。)</u> 第 5 条

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第 2 条 規則第 13 条に規定する軽微な変更
に該当していることを証する書面(以下
「軽微変更該当証明書」という。)を求めよ
うとする者は、軽微変更該当証明申請書
(様式第 1 号)の正本及び副本に、それぞれ
規則第 3 条に規定する図書及び当該計画の
変更に係る直前の建築物エネルギー消費
性能適合性判定に要した図書(変更に係る
部分に限る。)を添えて市長に提出するも
のとする。ただし、当該建築物エネルギー
消費性能適合性判定を市長が行った場合
においては、軽微変更該当証明申請書の正
本及び副本に、それぞれ規則第 3 条に規定
する図書(変更に係る部分に限る。)を添付
するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合におい
て、当該変更が規則第 5 条に規定する軽微
な変更であると認めたときは、軽微変更該
当証明書(様式第 2 号)を申請者に交付する
ものとする。

第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。

(2) B E L S 評価 一般社団法人住宅性
能評価・表示協会が運用する建築物省エ
ネルギー性能表示制度に基づく評価を
いう。

(3) B E L S 評価書 一般社団法人住宅
性能評価・表示協会が運用する建築物省
エネルギー性能表示制度に基づく評価
書をいう。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第 3 条 規則第 11 条に規定する軽微な変更
に該当していることを証する書面(以下
「軽微変更該当証明書」という。)を求めよ
うとする者は、軽微変更該当証明申請書
(様式第 1 号)の正本及び副本に、それぞれ
規則第 1 条に規定する図書及び当該計画の
変更に係る直前の建築物エネルギー消費
性能適合性判定に要した図書(変更に係る
部分に限る。)を添えて市長に提出するも
のとする。ただし、当該建築物エネルギー
消費性能適合性判定を市長が行った場合
においては、軽微変更該当証明申請書の正
本及び副本に、それぞれ規則第 1 条に規定
する図書(変更に係る部分に限る。)を添付
するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合におい
て、当該変更が規則第 3 条に規定する軽微
な変更であると認めたときは、軽微変更該
当証明書(様式第 2 号)を申請者に交付する
ものとする。

(市長が必要と認める図書)

第 4 条 規則第 12 条第 1 項に規定する市長

が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

(1) 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平成13年国交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。)の写し

(2) BEL S評価を受けた場合は、BEL S評価書(建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合(共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合)しているものに限る。)の写し

(市長が不要と認める図書)

第5条 規則第12条第4項に規定する市長が不要と認める図書は、前条第1号又は第2号に掲げる図書の写しを添えた場合は、当該図書に記載された当該評価に係る各種計算書とする。

(市長が定める用途)

(市長が定める用途)

第6条 松江市手数料徴収条例(平成17年松江市条例第69号)第2条第1項第64号の4アの表のこれらに類するもので市長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(名義等変更届)

第4条 法第11条第3項又は第12条第4項

第6条 松江市手数料徴収条例(平成17年松江市条例第69号)第2条第1項第65号の4アの表のこれらに類するもので市長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(名義等変更届)

第7条 法第12条第3項又は第13条第4項

の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届(様式第3号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 略

(取下届)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定による計画書の提出をした者、法第12条第2項又は第3項の規定による通知をした者又は第2条第1項の規定による申請書の提出をした者は、これを取り下げようとするときは、取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、適合性判定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第2条関係)

軽微変更該当証明申請書

略

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画_____の変更が同規則第5条の軽微な変更に応当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

略

様式第2号(第2条関係)

の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届(様式第3号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 略

(取下届)

第8条 法第12条第1項又は第2項の規定による計画書の提出をした者、法第13条第2項又は第3項の規定による通知をした者又は第3条第1項の規定による申請書の提出をした者は、これを取り下げようとするときは、取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、適合性判定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第3条関係)

軽微変更該当証明申請書

略

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第3条の軽微な変更に応当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

略

様式第2号(第3条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定による
軽微変更該当証明書

略

下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 _____

____ の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の軽微な変更該当していることを証明します。

略

様式第 3 号(第 4 条関係)

名義等変更届

略

次のとおり建築主の名義等を変更したので
松江市建築物省エネ法関係適合性判定__実施
要綱第 4 条の規定により届け出ます。

略

様式第 4 号(第 5 条関係)

取下届

略

次の申請又は通知を取り下げたいので、松
江市建築物省エネ法関係適合性判定__実施要
綱第 5 条の規定により届け出ます。

1	申請 又は 通知 の種 類	☐ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第 11 条 ☐ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第 12 条 ☐ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律施行規則 第 13 条
---	---------------------------	--

略

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定による
軽微変更該当証明書

略

下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限

る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証明します。

略

様式第 3 号(第 7 条関係)

名義__変更届

略

次のとおり建築主の名義等を変更したので
松江市建築物省エネ法関係適合性判定等実施
要綱第 7 条の規定により届け出ます。

略

様式第 4 号(第 8 条関係)

取下届

略

次の申請又は通知を取り下げたいので、松
江市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要
綱第 8 条の規定により届け出ます。

1	申請 又は 通知 の種 類	☐ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第 12 条 ☐ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第 13 条 ☐ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律施行規則 第 11 条
---	---------------------------	--

略

略

略

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。